

千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内6例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

令和4年1月4日（火）

<千葉県同時発表>

千葉県市川市の宮内庁新浜鴨場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内6例目）を受け、令和3年12月5日（日）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年1月2日（日）24時に当該区域を解除しました。

1. 経緯

- 令和3年12月4日（土）
- 千葉県市川市の宮内庁新浜鴨場において、あひる（あいがも）の死亡やふらつき症状がみられたことから、当該飼養場から県に通報
- 12月5日（日）
- 県による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ（※1）陽性
 - 県によりPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
 - 発生農場の周辺10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
 - 防疫措置完了
- 12月5日（日）
- 千葉県が野鳥緊急調査を実施
- ～6日（月）
- 12月8日（水）
- 東京都が野鳥緊急調査を実施
- 令和4年1月2日（日）
- 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※2）
- 24時

※1 A型鳥インフルエンザ：病原性が高いものも低いものも含まれ、野鳥が保有している。

※2 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする

－家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする

－環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルの「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5721-8285

室 長 東岡 礼治 (内線6470)

室長補佐 村上 靖典 (内線6675)

係 長 庄司 亜香音(内線6473)

担 当 宮澤 結有 (内線6477)